

令和 7 年 6 月第438回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第 51 号議案	令和 7 年度福井県一般会計補正予算（第 1 号）	（ 1 ）
第 52 号議案	福井県県税条例等の一部改正について	（ 7 ）
第 53 号議案	附属機関に関する条例の一部改正について	（ 13 ）
第 54 号議案	福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	（ 15 ）
第 55 号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	（ 19 ）
第 56 号議案	福井県港湾施設管理条例の一部改正について	（ 23 ）
第 57 号議案	福井県立学校設置条例の一部改正について	（ 27 ）
第 58 号議案	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について	（ 29 ）
第 59 号議案	警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部改正について	（ 31 ）
第 60 号議案	県有財産の取得について	（ 33 ）
第 61 号議案	福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の締結について	（ 35 ）
第 62 号議案	大野警察署建築工事請負契約の変更について	（ 37 ）
報告第 34 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 39 ）
報告第 35 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 43 ）
報告第 36 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 47 ）
報告第 37 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 51 ）
報告第 38 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 55 ）

目 次

報告第39号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(59)
報告第40号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(63)
報告第41号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(67)
報告第42号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(71)
報告第43号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(75)
報告第44号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(79)
報告第45号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(83)
報告第46号	令和6年度福井県一般会計継続費繰越計算書	(87)
報告第47号	令和6年度福井県一般会計繰越明許費繰越計算書	(89)
報告第48号	令和6年度福井県一般会計事故繰越し繰越計算書	(101)
報告第49号	令和6年度福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(105)
報告第50号	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(107)
報告第51号	令和6年度福井県病院事業会計継続費繰越計算書	(109)
報告第52号	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算繰越計算書	(111)
報告第53号	令和6年度福井県工業用水道事業会計継続費繰越計算書	(113)
報告第54号	令和6年度福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書	(115)
報告第55号	令和6年度福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書	(117)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	(119)
--------------------	-------

第51号議案

令和7年度 福井県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,145,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ506,879,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		63,456,713	2,559,126	66,015,839
	1 国庫負担金	32,358,638	1,467,400	33,826,038
	2 国庫補助金	29,493,750	1,091,726	30,585,476
13 繰越金		1,000,000	854,257	1,854,257
	1 繰越金	1,000,000	854,257	1,854,257
14 諸収入		35,212,496	700,000	35,912,496
	3 貸付金元利収入	29,785,716	700,000	30,485,716
15 県債		47,851,000	1,032,000	48,883,000
	1 県債	47,851,000	1,032,000	48,883,000
補正されなかった款に係る額		354,214,059		354,214,059
歳 入 合 計		501,734,268	5,145,383	506,879,651

歳 出 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		45,274,786	157,106	45,431,892
	1 総務管理費	13,442,216		13,442,216
	2 企画費	17,037,031	157,106	17,194,137
3 民生費		50,594,472	90,725	50,685,197
	1 社会福祉費	32,991,061	81,215	33,072,276
	2 児童福祉費	16,634,436	9,510	16,643,946
4 衛生費		26,967,536	681,105	27,648,641
	4 医薬費	8,860,625	681,105	9,541,730
6 農林水産費		28,293,013	64,548	28,357,561
	1 農業費	10,234,616	16,605	10,251,221
	3 農地費	10,327,942	17,489	10,345,431
	5 水産業費	2,254,413	30,454	2,284,867
7 商工費		41,675,305	1,645,186	43,320,491
	1 商業費	33,929,099	1,436,124	35,365,223
	2 工鉱業費	5,214,435	150,857	5,365,292
	4 観光費	2,501,890	58,205	2,560,095

10 教育費		101,728,981	6,713	101,735,694
	1 教育総務費	17,096,758	6,710	17,103,468
	7 社会教育費	4,874,382	3	4,874,385
11 災害復旧費		5,824,051	2,500,000	8,324,051
	4 土木施設災害復旧費	4,700,918	2,500,000	7,200,918
補正されなかった款に係る額		201,376,124		201,376,124
歳 出 合 計		501,734,268	5,145,383	506,879,651

第2表 地方債補正（変更）

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年発生河川等災害復旧費（公共）	900,000	普通貸借または証券発行 （政府資金、 その他）	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 （うち据置期間5年以内）	1,632,000	普通貸借または証券発行 （政府資金、 その他）	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償還年限30年以内 （うち据置期間5年以内）
河川等災害復旧費（県単）	500,000	//	//		800,000	//	//	
合 計	1,400,000				2,432,000			

第52号議案

福井県県税条例等の一部改正について

福井県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県県税条例等の一部を改正する条例

(福井県県税条例の一部改正)

第 1 条 福井県県税条例（昭和 2 5 年福井県条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県民税の納税義務者等) 第 1 7 条 (略) 2 (略) 3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>および敷地分割組合、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第 2 5 条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のものおよび次	(県民税の納税義務者等) 第 1 7 条 (略) 2 (略) 3 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>および敷地分割組合、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第 2 5 条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のものおよび次項の規定により法人

項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

4・5 （略）

（所得控除）

第19条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額および基礎控除額を控除する。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金）

第20条の3 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金および租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) （略）

2～4 （略）

附 則

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第8条の5 令和8年4月1日以後に第78条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこ（同条第3項第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第79条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第78条第3項第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるも

とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

4・5 （略）

（所得控除）

第19条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額および基礎控除額を控除する。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金）

第20条の3 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金および租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(3) （略）

2～4 （略）

附 則

第8条の5および第8条の6 削除

のとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定する方法により直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第79条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

第8条の6 削除

（福井県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 福井県県税条例の一部を改正する条例（令和6年福井県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （事業税に関する経過措置） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 改正後の条例第42条第1項第1号イ（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「8年新法」という。）附則第8条の3の3の規定により読み替えて適用	附 則 （事業税に関する経過措置） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 改正後の条例第42条第1項第1号イ（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「8年新法」という。）附則第8条の3の3の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものまたは前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（同号イ（8年新法附則第8条の3の3の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものに限る。）のうち同号イ(7)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないもののうち同号イ(7)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28または第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中福井県県税条例附則第8条の5および附則第8条の6の改正規定、第2条の規定ならびに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第1条中福井県県税条例第17条の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日

(3) 第1条中福井県県税条例第20条の3の改正規定および次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正前の福井県県税条例（以下この条において「改正前の条例」という。）第20条の3第1項第2号の公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出した金銭については、改正前の条例第20条の3第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託」とあるのは、「福井県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第 号）附則第2条の公益信託」とする。

第3条 第1条の規定による改正後の福井県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第19条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（改正後の条例附則第8条の5第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、福井県県税条例第78条第1項の売渡または同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第80条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および改正後の条例附則第8条の5の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 福井県県税条例第80条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（改正後の条例附則第8条の5第1項に規定する紙巻たばこをいう。
次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 改正後の条例附則第8条の5の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、福井県県税条例等の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

第53号議案

附属機関に関する条例の一部改正について

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和 2 8 年福井県条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（知事の附属機関） 第 2 条 知事の附属機関として、次のものを置く。		（知事の附属機関） 第 2 条 知事の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担当事務	名称	担当事務
福井県自治紛争処理委員	（略）	福井県自治紛争処理委員	（略）
福井県いじめ再調査委員会	<u>いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項および第 3 1 条第 2 項の規定に基づく同法第 2 8 条第 1 項の調査の結果についての調査審議に関する事務</u>		
福井県選手強化対策委員会	（略）	福井県選手強化対策委員会	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

(教育委員会の附属機関)		(教育委員会の附属機関)	
第3条 教育委員会の附属機関として、次のものを置く。		第3条 教育委員会の附属機関として、次のものを置く。	
名称	担任事務	名称	担任事務
福井県高等学校教育問題協議会	(略)	福井県高等学校教育問題協議会	(略)
福井県いじめ調査専門委員会	<u>いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づくいじめの重大事態についての調査審議に関する事務</u>		
福井県産業教育審議会	(略)	福井県産業教育審議会	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

福井県いじめ再調査委員会および福井県いじめ調査専門委員会を設置するため、この案を提出する。

第54号議案 福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項および第143条第15項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用および法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営ならびに法第142条第11項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における同	（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項および第143条第15項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用ならびに法第143条第1項第4号の3の<u>個人演説会告知用ポスター（福井県知事の選挙の場合に限る。）</u>および同項第5号のポスター（以下<u>これらを「選挙運動用ポスター」という。</u>）の作成の公

条第1項第3号および同項第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第5条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第6条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、

営ならびに法第142条第1項の規定に基づく福井県議会議員および福井県知事の選挙における同条第1項第3号および同項第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第5条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第6条 福井県は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、

当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に41万9,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に38万6,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条および第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公職選挙法および公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第55号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成 2 4 年福井県条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 6 条、第 7 条、<u>第 1 0 条、第 1 1 条および第 1 2 条</u>から第 1 7 条までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 6 条、第 7 条および第 1 0 条から第 1 7 条までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3（略） 第11条（略） （指定就労選択支援の事業の基準） <u>第11条の2 指定就労選択支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。</u> （指定就労移行支援の事業の基準） 第12条（略）	2・3（略） 第11条（略） （指定就労移行支援の事業の基準） 第12条（略）
--	--

（福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 福井県障害福祉サービス事業の設備および運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 障害福祉サービス事業者（次条から第7条および第8条から第10条までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3（略） 第7条（略） （就労選択支援の事業の基準） <u>第7条の2 就労選択支援の事業の設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。</u> （就労移行支援の事業の基準） 第8条（略）	（障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 障害福祉サービス事業者（次条から第10条までに規定する事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。 2・3（略） 第7条（略） （就労移行支援の事業の基準） 第8条（略）

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障がい者の就労選択支援サービスの基準を創設するため、この案を提出する。

第56号議案

福井県港湾施設管理条例の一部改正について

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第18条、第22条関係）			別表第3（第18条、第22条関係）		
施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額	施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 棧橋または 船揚場	ディンギー型ヨット		1 棧橋または 船揚場	ディンギー型ヨット	
	一般使用 1隻1日につき	<u>1,900円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>1,700円</u>
	専用使用 1隻1月につき	<u>9,700円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>8,500円</u>
	1隻1年につき	<u>9万7,000円</u>		1隻1年につき	<u>8万5,000円</u>
	ディンギー型ヨット以外のヨット およびモーターボート			ディンギー型ヨット以外のヨット およびモーターボート	
	艇長5メートル未満のもの			艇長5メートル未満のもの	
	一般使用 1隻1日につき	<u>3,900円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>3,400円</u>
	専用使用 1隻1月につき	<u>1万9,500円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>1万7,000円</u>
	1隻1年につき	<u>19万5,000円</u>		1隻1年につき	<u>17万円</u>

		艇長5メートル以上6メートル未満のもの			艇長5メートル以上6メートル未満のもの		
		一般使用 1隻1日につき	<u>4,400円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>3,900円</u>	
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万2,400円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>1万9,500円</u>	
		1隻1年につき	<u>22万4,000円</u>		1隻1年につき	<u>19万5,000円</u>	
		艇長6メートル以上7メートル未満のもの			艇長6メートル以上7メートル未満のもの		
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,100円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>4,500円</u>	
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,800円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>2万2,500円</u>	
		1隻1年につき	<u>25万8,000円</u>		1隻1年につき	<u>22万5,000円</u>	
		艇長7メートル以上8メートル未満のもの			艇長7メートル以上8メートル未満のもの		
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,700円</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>5,000円</u>	
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万8,700円</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,000円</u>	
		1隻1年につき	<u>28万7,000円</u>		1隻1年につき	<u>25万円</u>	
		艇長8メートル以上のもの			艇長8メートル以上のもの		
		一般使用 1隻1日につき	<u>5,700円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>1,900円</u>を加算した額</u>		一般使用 1隻1日につき	<u>5,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>1,700円</u>を加算した額</u>	
		専用使用 1隻1月につき	<u>2万8,700円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>9,700円</u>を加算した額</u>		専用使用 1隻1月につき	<u>2万5,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>8,500円</u>を加算した額</u>	
		1隻1年につき	<u>28万7,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>9万7,000円</u>を加算した額</u>		1隻1年につき	<u>25万円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに、<u>8万5,000円</u>を加算した額</u>	
			(浮桟橋にあっては、中欄に掲げる区分に従い当該区分ごとに定める額に			(浮桟橋にあっては、中欄に掲げる区分に従い当該区分ごとに定める額に、それぞれの2割	

		、それぞれの2割に相当する額を加算した額
2～6 (略)	(略)	(略)
備考 1～6 (略) 別表第4 (第18条、第22条関係)		
施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 船揚場	艇長7メートル未満のもの	
	1隻1月につき	<u>6,700円</u>
	1隻1年につき	<u>6万7,000円</u>
	艇長7メートル以上のもの	
	1隻1月につき	<u>8,600円</u>
	1隻1年につき	<u>8万6,000円</u>
2 浮桟橋	艇長7メートル未満のもの	
	1隻1月につき	<u>1万9,000円</u>
	1隻1年につき	<u>19万円</u>
	艇長7メートル以上のもの	
	1隻1月につき	<u>2万4,100円</u>
	1隻1年につき	<u>24万1,000円</u>
備考 1・2 (略)		

		に相当する額を加算した額
2～6 (略)	(略)	(略)
備考 1～6 (略) 別表第4 (第18条、第22条関係)		
施設名	利用料金算定基礎	利用料金の上限額
1 船揚場	艇長7メートル未満のもの	
	1隻1月につき	<u>5,900円</u>
	1隻1年につき	<u>5万9,000円</u>
	艇長7メートル以上のもの	
	1隻1月につき	<u>7,500円</u>
	1隻1年につき	<u>7万5,000円</u>
2 浮桟橋	艇長7メートル未満のもの	
	1隻1月につき	<u>1万6,600円</u>
	1隻1年につき	<u>16万6,000円</u>
	艇長7メートル以上のもの	
	1隻1月につき	<u>2万1,000円</u>
	1隻1年につき	<u>21万円</u>
備考 1・2 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

利用料金の上限額を改定したいので、この案を提出する。

第57号議案

福井県立学校設置条例の一部改正について

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例（昭和 2 8 年福井県条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
（設置） 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1)・(2) （略） (3) 中学校 <table><tr><td>名</td><td>称</td><td>位</td><td>置</td></tr><tr><td>福井県立高志中学校</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>福井県立若杉中学校</td><td></td><td>福井市若杉町</td><td></td></tr></table>	名	称	位	置	福井県立高志中学校		(略)		福井県立若杉中学校		福井市若杉町		（設置） 第1条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。 (1)・(2) （略） (3) 中学校 <table><tr><td>名</td><td>称</td><td>位</td><td>置</td></tr><tr><td>福井県立高志中学校</td><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	名	称	位	置	福井県立高志中学校		(略)	
名	称	位	置																		
福井県立高志中学校		(略)																			
福井県立若杉中学校		福井市若杉町																			
名	称	位	置																		
福井県立高志中学校		(略)																			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- (福井県立高等学校等授業料等徴収条例の一部改正)
- 2 福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料ならびに福井県立中学校（ <u>福井県立若杉中学校を除く。</u> 以下「県立中学校」という。）の入学審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、福井県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、入学料、入学審査料、聴講料および聴講審査料ならびに福井県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学審査料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

提 案 理 由

福井県立若杉中学校の設置に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第58号議案 警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置および管轄区域)			(名称、位置および管轄区域)		
第 1 条 警察署の名称、位置および管轄区域は、次の表のとおりとする。			第 1 条 警察署の名称、位置および管轄区域は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県福井南警察署	(略)	(略)	福井県福井南警察署	(略)	(略)
福井県大野警察署	大野市中保	大野市	福井県大野警察署	大野市友江	大野市
福井県勝山警察署	(略)	(略)	福井県勝山警察署	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

大野警察署の移転に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第59号議案

警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部改正について

警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

警察官等に対する被服の支給等に関する条例の一部を改正する条例

警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和29年福井県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給品の品目、員数および使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服および夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 （支給の方法） 第3条 支給品は、現品をもって支給する。ただし、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、<u>靴下、長靴および短靴</u>については、代料をもって支給することができる。 2～4 （略）	（支給品の品目、員数および使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服および夏服ズボン<u>または夏服スカート</u>については2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 （支給の方法） 第3条 支給品は、現品をもって支給する。ただし、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、<u>くつ下、長ぐつおよび短ぐつ</u>については、代料をもって支給することができる。 2～4 （略）

(貸与する品目) 第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1（階級章および識別章については、各3）とする。 (1)～(6) (略) <u>(7) 拳銃</u> (8) (略) <u>(9) 拳銃つりひも</u> 2・3 (略) (支給品および貸与品の取扱責任) 第7条 使用期間の満了しない支給品または貸与品の全部または一部を滅失し、または毀損した場合その他特別の必要がある場合には、これに<u>代わる</u>支給品を支給し、または貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失または毀損が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は滅失し、または毀損した支給品または貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。	(貸与する品目) 第4条 警察官に貸与する装備品の品目は次のとおりとし、その員数は各1（階級章および識別章については、各3）とする。 (1)～(6) (略) <u>(7) けん銃</u> (8) (略) <u>(9) けん銃つりひも</u> <u>(10) ショルダーバック（女子に限る。）</u> 2・3 (略) (支給品および貸与品の取扱責任) 第7条 使用期間の満了しない支給品または貸与品の全部または一部を滅失し、またはき損した場合その他特別の必要がある場合には、これに<u>代る</u>支給品を支給し、または貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失またはき損が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は滅失し、またはき損した支給品または貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

警察法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第60号議案

県有財産の取得について

若狭湾エネルギー研究センターの研究用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉 本 達 治

- 1 物 品 名 電子プローブマイクロアナライザー
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 者 福井市和田中2丁目907番地
丸文通商株式会社福井支店
支店長 中 瀬 勇 人
- 4 契 約 金 額 一金 58,840,100円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第61号議案 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約の締結について

福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 称 | 福井県漁業資源調査船「福井丸」代船建造工事 |
| 2 工 事 内 容 | 総トン数 199トン |
| 3 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 者 | 新潟県新潟市中央区入船町 4 丁目3776番地
新潟造船株式会社
代表取締役社長 一 柳 雅 人 |
| 5 契 約 金 額 | 一金 2,213,200,000円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第62号議案

大野警察署建築工事請負契約の変更について

大野警察署建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉 本 達 治

- 1 工事名称 大野警察署建築工事
- 2 工事場所 大野市中保27字墓前8-1他1筆
- 3 契約者 (株)見谷組、大野建設工業(株)、大北久保建設(株)、大野警察署建築工事特定建設工事共同企業体
代表者 福井市丸山1丁目1118番地
株式会社見谷組
代表取締役 見 谷 頼 貞
大野市東中野第9号4番地の1
大野建設工業株式会社
代表取締役 池 尾 宗 紀
勝山市栄町2丁目7番6号
大北久保建設株式会社
取締役社長 和 田 晃 幸

4	変更の内容	契約金額	変更前	一金	1,334,300,000円
			変更後	一金	1,365,040,600円

5 変更を必要とする理由

資材および労務単価の変動に伴い、新単価を適用して契約金額を変更する必要等が生じた。

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

報告第34号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第11号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月7日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 68,750円

3 事故の態様

令和7年1月14日午前11時25分頃、勝山警察署の県有自動車が、勝山市昭和町2丁目2番9号において、相手方が所有するブロック塀に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第35号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第7号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月24日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 24,530円

3 事故の態様

令和7年3月20日午後5時頃、主要地方道清水美山線福井市徳光町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第36号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第 8 号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 4 月 24 日

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 損害を賠償し和解をする相手方

勝山市 個人

2 損害賠償の額 44,968 円

3 事 故 の 態 様

令和 7 年 3 月 10 日 午後 8 時頃、一般県道京善原目線福井市重立町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和 解 の 内 容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第37号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第9号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

丹生郡越前町 個人

2 損害賠償の額 28,600円

3 事故の態様

令和7年2月20日午後4時30分頃、主要地方道清水美山線福井市三尾野町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第38号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第10号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年4月30日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 38,400円

3 事故の態様

令和7年3月19日午後7時30分頃、主要地方道清水美山線福井市坪谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにハマリ、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第39号

専決処分の報告について

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第12号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 5 月 15 日

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大阪府堺市 法人

2 損害賠償の額 382,000 円

3 事 故 の 態 様

令和 6 年11月25日午後 5 時頃、一般国道305号南条郡南越前町大良地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和 解 の 内 容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第13号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

丹生郡越前町 個人

2 損害賠償の額 340,538円

3 事故の態様

令和7年2月7日午後6時40分頃、一般県道別所朝日線丹生郡越前町天王地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第41号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第14号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 19,935円

3 事故の態様

令和7年2月9日午前9時30分頃、一般県道福井鯖江線越前市家久町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにより、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第42号

専決処分の報告について

トンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第15号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおりトンネル坑口から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 503,536円

3 事故の態様

令和7年2月28日午後3時20分頃、一般国道417号越前市南坂下町地係において、相手方が所有する自動車がトンネル坑口から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第43号

専決処分の報告について

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第16号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

京都府京都市 個人

2 損害賠償の額 748,215円

3 事故の態様

令和7年3月3日午後6時頃、主要地方道坂本高浜線大飯郡おおい町名田庄奥坂本地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第44号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第17号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 7,500円

3 事故の態様

令和7年3月22日午後1時51分頃、主要地方道清水美山線福井市坪谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または
争訟等を行わない。

報告第45号

専決処分の報告について

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

専決第18号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

三方上中郡若狭町 個人

2 損害賠償の額 180,697円

3 事故の態様

令和7年3月23日午後6時30分頃、一般県道常神三方線三方上中郡若狭町小川地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第46号

令和6年度福井県一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 および 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
土木費	道路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係)	2,200,000,000	480,000, 000	431,000, 000	911,000, 000	779,000,000	132,000,000	132,000,000	400,000	72,600,000	59,000,000	
土木費	道路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係 4号、5号高架橋 (仮称))	4,340,000,000	2,530,000, 000	24,000,000	2,554,000, 000	1,714,000, 000	840,000,000	840,000,000	19,000,000	462,000, 000	359,000, 000	
土木費	道路 橋りょう費	橋りょう新設改良費 (一般国道 162号 小浜市一番町～ 雲浜地係 西津橋(仮称)、 大手橋(仮称))	2,600,000,000	20,000,000		20,000,000		20,000,000	20,000,000		11,000,000	9,000,000	
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	15,300,000,000	4,057,638, 000	2,469,600, 000	6,527,238, 000	3,460,600, 000	3,066,638, 000	3,066,638, 000	42,319,000	1,533,319, 000	1,491,000, 000	

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 および お支払い 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (一級河川 打波川 大野市上打波地係 落差工)	1,400,000,000	100,000,000	300,000,000	400,000,000	145,000,000	255,000,000	255,000,000	3,915,000	170,085,000	81,000,000	
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工)	419,824,000	100,000,000	150,000,000	250,000,000	150,000,000	100,000,000	100,000,000	4,300,000	66,700,000	29,000,000	

報告第47号

令和6年度 福井県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
総務費	総務管理費	高度情報化対策事業費	33,396,000	33,396,000		27,830,000			5,566,000
総務費	総務管理費	出納管理費	2,508,000	2,508,000					2,508,000
総務費	総務管理費	県庁舎維持管理費	101,992,000	101,266,000					101,266,000
総務費	企画費	地域交通対策推進事業費	928,809,000	928,796,346			398,000,000		530,796,346
総務費	企画費	企画調整事業費	299,237,000	293,488,900		41,263,500	47,000,000		205,225,400
総務費	企画費	北陸新幹線建設事業費	237,977,000	181,238,367			157,000,000	6,782,647	17,455,720
総務費	企画費	高速交通企画推進事業費	199,073,000	199,073,000			171,000,000		28,073,000
総務費	企画費	安全・安心まちづくり対策費	13,180,000	13,180,000		13,180,000			
総務費	企画費	国際交流事業費	53,955,000	53,955,000			24,000,000		29,955,000
総務費	企画費	広報・安全等対策事業費	15,822,000	15,822,000			14,000,000		1,822,000
総務費	企画費	生活学習館費	224,070,000	224,070,000			202,000,000		22,070,000
総務費	防災費	防災対策費	427,885,000	422,385,000		361,722,000	21,000,000		39,663,000
民生費	社会福祉費	民間法人指導育成費	2,095,000	2,095,000		2,095,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
民生費	社会福祉費	社会福祉推進費	86,147,000	83,338,000		17,674,000	28,000,000		37,664,000
民生費	社会福祉費	社会福祉施設整備費	708,935,000	698,093,000		465,395,000	208,000,000		24,698,000
民生費	社会福祉費	身体障がい者福祉事業費	337,371,000	285,474,000		272,761,650			12,712,350
民生費	社会福祉費	身体障がい者更生相談所費	1,067,000	1,067,000					1,067,000
民生費	社会福祉費	障がい者自立支援推進費	4,474,000	4,474,000		3,814,000			660,000
民生費	社会福祉費	老人福祉事業費	2,455,000	2,455,000					2,455,000
民生費	社会福祉費	老人福祉施設整備費	236,243,000	192,706,000		54,552,000	27,000,000	110,878,000	276,000
民生費	社会福祉費	介護保険事業費	1,169,618,000	1,033,969,000		985,887,000			48,082,000
民生費	児童福祉費	児童健全育成費	4,549,000	1,275,000					1,275,000
民生費	児童福祉費	児童厚生施設費	40,150,000	30,800,000					30,800,000
民生費	児童福祉費	心身障がい児（者）対策費	600,000	600,000		400,000			200,000
民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	41,962,000	18,812,000		18,812,000			
民生費	児童福祉費	こども療育センター運営費	42,775,000	41,468,570			8,000,000		33,468,570
民生費	児童福祉費	児童相談所費	91,000	91,000					91,000
民生費	自然保護費	自然保護センター費	7,827,000	7,827,000					7,827,000
民生費	自然保護費	自然公園整備事業費(公共)	86,361,000	86,361,000		75,965,000	10,000,000		396,000

衛生費	公衆衛生費	母子衛生行政普及費	10,447,000	10,447,000		774,000			9,673,000
衛生費	公衆衛生費	県民健康センター運営費	30,922,000	30,922,000					30,922,000
衛生費	公衆衛生費	感染症予防費	13,944,000	13,944,000		6,972,000			6,972,000
衛生費	公衆衛生費	口腔衛生対策費	9,735,000	9,735,000		9,735,000			
衛生費	公衆衛生費	特定疾患対策費	26,404,000	26,404,000		18,404,000			8,000,000
衛生費	環境衛生費	水道施設整備費	85,072,000	42,313,000		42,313,000			
衛生費	環境衛生費	環境基本計画推進事業費	346,533,000	346,533,000		346,533,000			
衛生費	医薬費	医薬総務管理費	827,797,000	827,797,000		827,797,000			
衛生費	医薬費	監視指導費	19,728,000	16,544,000				16,544,000	
衛生費	医薬費	医師充足対策費	6,375,000	6,375,000				6,375,000	
衛生費	医薬費	看護専門学校運営費	17,945,000	17,369,770			3,000,000		14,369,770
労働費	労政費	労働環境改善事業費	288,663,000	241,732,900		188,553,000			53,179,900
労働費	職業訓練費	産業人材育成推進費	10,505,000	10,505,000			4,000,000		6,505,000
農林水産費	農業費	特産品流通対策事業費	159,243,000	155,882,000		155,882,000			
農林水産費	農業費	福井型食生活推進事業費	360,578,000	360,578,000		360,578,000			
農林水産費	農業費	稲麦大豆等生産振興事業費	200,000,000	200,000,000		200,000,000			
農林水産費	農業費	主要農作物採種管理費	6,100,000	6,100,000					6,100,000
農林水産費	農業費	土壌保全対策費	68,525,000	68,525,000		68,525,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	農業費	農業試験場費	3,069,000	3,069,000					3,069,000
農林水産費	農業費	園芸研究センター費	4,882,000	4,882,000			4,000,000		882,000
農林水産費	農地費	地籍調査費補助金	24,822,000	24,822,000		16,548,000			8,274,000
農林水産費	農地費	農地総務諸費	4,410,000	4,410,000		2,103,000			2,307,000
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	654,990,000	654,990,000		350,512,000	146,000,000	150,164,000	8,314,000
農林水産費	農地費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	3,543,518,000	3,543,518,000		1,889,814,000	920,000,000	466,954,600	266,749,400
農林水産費	農地費	県営一般農道整備事業費(公共)	76,210,000	76,210,000		71,210,000	2,000,000	2,500,000	500,000
農林水産費	農地費	団体営基盤整備促進事業費(公共)	101,310,000	101,310,000		69,394,000	11,000,000		20,916,000
農林水産費	農地費	県営農村総合整備事業費(公共)	214,600,000	214,600,000		118,030,000	55,000,000	32,190,000	9,380,000
農林水産費	農地費	団体営農村総合整備事業費(公共)	62,205,000	62,205,000		52,850,000			9,355,000
農林水産費	農地費	県単土地改良事業費	34,421,000	34,421,000					34,421,000
農林水産費	農地費	防災ダム事業費(公共)	100,000,000	100,000,000		55,000,000	39,000,000	5,000,000	1,000,000
農林水産費	農地費	県営ため池等整備事業費(公共)	1,309,942,000	1,309,942,000		863,084,000	289,000,000	141,874,000	15,984,000
農林水産費	農地費	団体営ため池等整備事業費(公共)	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
農林水産費	農地費	湛水防除事業費(公共)	496,000,000	496,000,000		272,800,000	138,000,000	74,400,000	10,800,000
農林水産費	農地費	農地防災対策事業費	6,480,000	6,480,000		6,480,000			

農林水産費	林業費	林業普及指導費	14,960,000	14,960,000					14,960,000
農林水産費	林業費	林業振興総合推進費	1,917,000	1,917,000		914,000			1,003,000
農林水産費	林業費	緊急森林整備事業費	157,700,000	157,700,000		157,700,000			
農林水産費	林業費	県有林推進事業費	189,127,000	172,661,700					172,661,700
農林水産費	林業費	木材振興対策費	10,400,000	10,400,000					10,400,000
農林水産費	林業費	造林事業費(公共)	1,142,002,000	1,022,813,500		613,687,900			409,125,600
農林水産費	林業費	優良種苗確保対策事業費	21,000,000	21,000,000		21,000,000			
農林水産費	林業費	県営林道事業費(公共)	201,304,000	148,561,000		65,800,000	65,000,000		17,761,000
農林水産費	林業費	団体営林道事業費(公共)	74,708,000	56,857,000		48,520,000			8,337,000
農林水産費	林業費	治山事業費(公共)	777,900,000	546,748,000		281,954,000	250,000,000		14,794,000
農林水産費	林業費	県単治山事業費	101,000,000	74,745,000			44,000,000		30,745,000
農林水産費	林業費	林業・木材産業構造改革事業費	2,564,000	2,564,000		2,564,000			
農林水産費	林業費	林木育種事業費	3,744,000	3,744,000		3,744,000			
農林水産費	水産業費	水産管理費	767,000	767,000		365,000			402,000
農林水産費	水産業費	沿岸漁業振興対策費	61,553,000	61,553,000		43,676,000			17,877,000
農林水産費	水産業費	栽培漁業センター費	1,469,000	1,469,000					1,469,000
農林水産費	水産業費	内水面総合センター費	13,707,000	13,707,000					13,707,000
農林水産費	水産業費	市町漁港改修事業費(公共)	49,940,000	49,940,000		49,940,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	水産業費	市町漁港集落環境整備事業費(公共)	5,510,000	5,510,000					5,510,000
農林水産費	水産業費	漁港修築事業費(公共)	368,270,000	366,270,000		183,183,000	182,000,000		1,087,000
農林水産費	水産業費	漁港改修事業費(公共)	138,610,000	138,610,000		83,500,000	55,000,000		110,000
商工費	商業費	商業振興費	1,789,888,000	1,782,773,750		843,997,058			938,776,692
商工費	商業費	情報産業集積促進事業費	20,000,000	20,000,000			18,000,000		2,000,000
商工費	工鉱業費	地場産業振興対策事業費	227,372,000	227,372,000		224,341,000			3,031,000
商工費	工鉱業費	工業技術センター費	34,980,000	34,980,000					34,980,000
商工費	工鉱業費	陶芸公園管理費	917,000	917,000					917,000
商工費	観光費	観光施設整備事業費	345,000,000	345,000,000					345,000,000
土木費	土木管理費	土木総務諸費	1,009,000	1,009,000		504,000		505,000	
土木費	土木管理費	土木事務所費	2,954,000	2,954,000					2,954,000
土木費	土木管理費	法施行事務費	12,079,000	12,079,000		5,759,000			6,320,000
土木費	土木管理費	建築指導費	143,824,000	124,292,000			106,000,000		18,292,000
土木費	道路橋りょう費	重要路線整備推進費	22,850,000	22,850,000					22,850,000
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費(公共)	723,468,000	474,414,700		280,727,000	188,000,000		5,687,700
土木費	道路橋りょう費	道路災害防除費(公共)	753,300,000	710,531,820		408,992,000	293,000,000		8,539,820

土 木 費	道路橋りょう費	県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費	71,300,000	71,300,000			60,000,000		11,300,000
土 木 費	道路橋りょう費	県 単 道 路 補 修 費	539,000,000	502,350,000			117,000,000		385,350,000
土 木 費	道路橋りょう費	県 単 道 路 維 持 費	2,200,000,000	2,200,000,000			2,100,000,000		100,000,000
土 木 費	道路橋りょう費	道 路 改 良 費(公共)	4,908,343,000	2,878,640,000		1,667,473,000	1,175,000,000	5,554,000	30,613,000
土 木 費	道路橋りょう費	県 単 道 路 改 良 費	444,656,000	373,318,000			302,000,000	37,331,000	33,987,000
土 木 費	道路橋りょう費	原 子 力 災 害 制 圧 道 路 等 整 備 事 業 費	155,000,000	110,730,000				110,730,000	
土 木 費	道路橋りょう費	直 轄 道 路 事 業 負 担 金	2,092,618,000	1,435,728,000			1,435,000,000		728,000
土 木 費	道路橋りょう費	橋 り ょ う 補 修 費(公共)	1,803,300,000	1,604,062,000		952,807,000	619,000,000		32,255,000
土 木 費	道路橋りょう費	県 単 橋 り ょ う 補 修 費	49,800,000	38,631,000			38,000,000		631,000
土 木 費	道路橋りょう費	橋 り ょ う 整 備 費(公共)	2,496,700,000	2,304,880,173		1,266,719,000	1,036,000,000		2,161,173
土 木 費	道路橋りょう費	雪 寒 道 路 整 備 費(公共)	445,400,000	280,383,500		182,216,000	69,000,000	21,246,000	7,921,500
土 木 費	道路橋りょう費	県 単 雪 寒 道 路 整 備 費	53,000,000	53,000,000			51,000,000	2,000,000	
土 木 費	河川海岸費	基 幹 河 川 改 修 費(公共)	2,313,000,000	2,141,626,000		1,070,813,000	1,035,000,000		35,813,000
土 木 費	河川海岸費	堰 堤 改 良 費(公共)	592,898,000	404,663,000		149,829,000	220,000,000	30,392,000	4,442,000
土 木 費	河川海岸費	日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共)	981,300,000	847,000,000		423,500,000	408,000,000		15,500,000
土 木 費	河川海岸費	総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共)	1,500,137,000	1,474,279,000		680,832,500	546,000,000	91,394,000	156,052,500
土 木 費	河川海岸費	県 単 河 川 維 持 修 繕 費	1,159,621,000	1,016,658,000			523,000,000	75,707,000	417,951,000
土 木 費	河川海岸費	県 単 河 川 局 部 改 良 費	530,454,000	514,454,000			437,000,000	51,445,400	26,008,600

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	河川海岸費	県単河川開発費	174,000,000	158,000,000					158,000,000
土木費	河川海岸費	基幹河川改修費(受託)	2,606,000	2,606,000				2,606,000	
土木費	河川海岸費	河川調査費	27,000,000	17,957,000					17,957,000
土木費	河川海岸費	直轄河川事業負担金	1,336,000,000	975,181,000			974,000,000		1,181,000
土木費	河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	1,468,768,000	1,321,546,942		658,673,724	653,000,000		9,873,218
土木費	河川海岸費	急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	701,846,000	639,811,000		303,142,725	295,000,000	33,175,550	8,492,725
土木費	河川海岸費	砂防災害防止事業費	21,963,000	21,963,000			21,000,000		963,000
土木費	河川海岸費	県単砂防設備維持修繕費	6,900,000	6,900,000			6,000,000		900,000
土木費	河川海岸費	県単急傾斜地崩壊対策事業費	14,299,000	13,319,000				1,331,000	11,988,000
土木費	河川海岸費	海岸保全事業費(公共)	161,435,000	160,000,000		80,000,000	30,000,000		50,000,000
土木費	港湾費	港湾管理費	81,000,000	81,000,000		61,000,000			20,000,000
土木費	港湾費	港湾改修費(公共)	140,000,000	136,500,000		54,568,000	76,000,000		5,932,000
土木費	港湾費	県単港湾維持補修費	4,300,000	4,300,000					4,300,000
土木費	港湾費	直轄港湾事業負担金	1,149,541,000	520,086,000			520,000,000		86,000
土木費	都市計画費	都市計画策定指導調査費	10,000,000	7,120,000		3,560,000			3,560,000
土木費	都市計画費	重要幹線街路事業費(公共)	169,000,000	149,800,000		82,390,000	32,000,000	33,705,000	1,705,000

土 木 費	都市計画費	県 単 街 路 事 業 費	42,000,000	28,055,000			13,000,000	13,022,375	2,032,625
土 木 費	都市計画費	県 単 都 市 公 園 整 備 事 業 費	13,000,000	13,000,000					13,000,000
土 木 費	住 宅 費	既 設 公 営 住 宅 改 善 事 業 費(公共)	17,000,000	10,510,000		4,730,000			5,780,000
警 察 費	警察管理費	警 察 施 設 等 整 備 費	18,037,000	18,037,000					18,037,000
警 察 費	警察活動費	交 通 取 締 活 動 費	343,000	343,000					343,000
警 察 費	警察活動費	交 通 安 全 施 設 整 備 費	618,740,000	618,740,000		2,743,000			615,997,000
教 育 費	教育総務費	事 務 局 管 理 費	1,479,000	1,479,000					1,479,000
教 育 費	教育総務費	教 育 指 導 管 理 費	716,224,000	716,224,000		693,296,000		2,000,000	20,928,000
教 育 費	教育総務費	福 井 運 動 公 園 費	135,047,000	126,375,000			7,000,000		119,375,000
教 育 費	高等学校費	全 日 制 管 理 費	34,444,000	34,444,000					34,444,000
教 育 費	高等学校費	定 通 制 管 理 費	681,000	681,000					681,000
教 育 費	高等学校費	一 般 施 設 整 備 費	2,039,000	2,039,000			1,000,000		1,039,000
教 育 費	特別支援学校費	特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 費	5,313,000	5,150,420			1,000,000		4,150,420
教 育 費	特別支援学校費	特 別 支 援 学 校 管 理 費	45,304,000	43,921,240			9,000,000		34,921,240
教 育 費	特別支援学校費	一 般 施 設 整 備 費	37,219,000	37,219,000		1,683,000	27,000,000		8,536,000
教 育 費	大 学 費	高 等 教 育 振 興 費	245,003,000	245,003,000		105,060,000	81,000,000		58,943,000
教 育 費	社会教育費	こ ど も 歴 史 文 化 館 費	9,662,000	9,662,000			8,000,000		1,662,000
教 育 費	社会教育費	文 化 財 保 護 費	654,000	654,000					654,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
教育費	社会教育費	図書館管理費	105,411,000	105,411,000		44,000,000	11,000,000		50,411,000
教育費	社会教育費	若狭図書館学習センター費	46,576,000	46,576,000			37,000,000		9,576,000
教育費	社会教育費	奥越高原青少年自然の家費	14,230,000	14,230,000					14,230,000
教育費	社会教育費	鯖江青年の家費	21,456,000	21,456,000			16,000,000		5,456,000
教育費	社会教育費	三方青年の家費	42,130,000	42,130,000			38,000,000		4,130,000
教育費	社会教育費	恐竜博物館費	159,728,000	159,728,000					159,728,000
教育費	社会教育費	歴史博物館費	91,221,000	91,221,000			81,000,000		10,221,000
教育費	社会教育費	若狭歴史博物館費	28,413,000	28,413,000			25,000,000		3,413,000
教育費	社会教育費	美術館費	34,148,000	33,724,762					33,724,762
教育費	保健体育費	体育施設管理費	59,335,000	58,097,500				35,282,000	22,815,500
教育費	保健体育費	武道館改修事業費	35,864,000	35,864,000			31,000,000		4,864,000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧費(公共)	126,593,000	110,786,000		110,786,000			
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧費(公共)	236,801,000	31,629,000		31,629,000			
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧費(公共)	934,874,000	633,749,667		400,296,000	201,000,000		32,453,667
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	単河川等災害復旧費	237,373,000	220,660,000			220,000,000		660,000

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

報告第48号

令和6年度福井県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左 の 内 訳		支 出 負 担 行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国 庫	地 方 債	そ の 他		
民 生 費	児 童 福 祉 費	児童厚生施設費	489,178,000	217,248,000	271,930,000		271,930,000			245,000,000		26,930,000	豪雪により不測の日数を要したため
農 林 水 産 費	農 地 費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	593,348,000	514,348,000	79,000,000		79,000,000		40,250,000	16,000,000	15,050,000	7,700,000	掘削面崩壊による計画変更のため
農 林 水 産 費	農 地 費	県営農村総合整備事業費(公共)	90,000,000	80,000,000	10,000,000		10,000,000		5,500,000		1,500,000	3,000,000	調査測量の結果による計画変更のため
農 林 水 産 費	農 地 費	県単土地改良事業費	183,344,000	170,584,550	12,759,450		12,759,450					12,759,450	豪雪により不測の日数を要したため

[illegible]

土 木 費	土木管理費	建築指導費	26,104,000	8,867,000	17,237,000		17,237,000	3,693,639				13,543,361	資材調達等に時間を要したため
土 木 費	道橋りょう費	県単道路維持費	456,500,000	381,500,000	75,000,000		75,000,000			75,000,000			豪雨により不測の日数を要したため
土 木 費	道橋りょう費	道路改良費(公共)	3,731,277,000	3,632,782,620	98,494,380		98,494,380		56,512,000	40,000,000		1,982,380	豪雪により不測の日数を要したため
土 木 費	河川海岸費	県単河川局部改良費	290,000,000	250,100,000	39,900,000		39,900,000			35,000,000	3,990,000	910,000	地元調整に時間を要したため
土 木 費	河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	2,579,979,000	2,329,979,000	250,000,000		250,000,000		125,000,000	125,000,000			地元調整に時間を要したため
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧費(公共)	718,010,000	647,619,000	70,391,000		70,391,000		70,391,000				地元調整に時間を要したため

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国庫	地方債	その他		
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧 費(公共)	507,232,000	352,728,000	154,504,000		154,504,000		154,504, 000				調査測量 の結果に よる計画 変更のため
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復 旧費(公共)	2,305,166,407	1,900,763, 477	404,402,930		404,402,930	16,000, 000	269,737, 000	113,000, 000		5,665,930	地元調整 に時間を 要したため

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉 本 達 治

報告第49号

令和6年度 福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	352,380,000	322,550,400		149,888,700		172,661,700	

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

報告第50号

令和6年度 福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	979,000,000	950,250,000			950,000,000	250,000	

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

報告第51号

令和 6 年度 福 井 県 病 院 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

款	項	事 業 名	継 続 費 の 額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌 年 度 繰次繰越額	翌年度繰次繰越額に係る財源内訳				翌年度繰次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前 年 度 繰 次 繰 越 額	計				企 業 債	国 庫 補 助 金	出 資 金	そ の 他	
資本的支出	建設改良費	陽子線がん治療センター治療装置更新事業	3,773,000,000	278,300,000	1,154,573,200	1,432,873,200	1,149,500,000	283,373,200	283,373,200	283,373,200				0

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

報告第52号

令和6年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	福井臨海工業用地等造成事業費	福井臨海工業用地等造成事業費	181,191,000	176,721,000	4,470,000				4,470,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

報告第53号

令和 6 年度 福 井 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

款	項	事 業 名	継 続 費 の 額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌 年 度 繰次繰越額	翌年度繰次繰越額に係る財源内訳				翌年度繰次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前 年 度 繰 次 繰 越 額	計				企 業 債	国 庫 金	出 資 金	そ の 他	
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水道設備改良費	2,255,462,000	450,010,000	42,010,000	492,020,000	451,262,000	40,758,000	40,758,000				40,758,000	0

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

報告第54号

令和 6 年度 福 井 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位 円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	国庫補助金	出 資 金	そ の 他			
資本的支出	坂井地区水道 用水供給事業 設備改良費	坂 井 地 区 水 道 用 水 供 給 事 業	936,870,000	548,835,000	388,035,000		16,600,000		371,435, 000	0	0	資材調達に時間 を要したため

令和 7 年 6 月 16 日 提 出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

報告第55号

令和6年度福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	建設改良費	建設改良事業費	837,700,000	185,880,000	651,820,000	158,500,000	333,720,000		159,600,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和7年6月16日提出

福井県知事 杉本達治

予 算 案 説 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税	144,211,166		144,211,166
2 地 方 消 費 税 清 算 金	41,516,296		41,516,296
3 地 方 譲 与 税	17,386,297		17,386,297
4 地 方 特 例 交 付 金	480,000		480,000
5 地 方 交 付 税	130,196,000		130,196,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	150,000		150,000
7 分 担 金 お よ び 負 担 金	1,899,890		1,899,890
8 使 用 料 お よ び 手 数 料	5,186,615		5,186,615
9 国 庫 支 出 金	63,456,713	2,559,126	66,015,839
10 財 産 収 入	1,240,090		1,240,090
11 寄 附 金	269,770		269,770
12 繰 入 金	11,677,935		11,677,935
13 繰 越 金	1,000,000	854,257	1,854,257
14 諸 収 入	35,212,496	700,000	35,912,496
15 県 債	47,851,000	1,032,000	48,883,000
歳 入 合 計	501,734,268	5,145,383	506,879,651

(歳 出)							
(単位 千円)							
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,047,935		1,047,935				
2 総 務 費	45,274,786	157,106	45,431,892			854,257	△697,151
3 民 生 費	50,594,472	90,725	50,685,197				90,725
4 衛 生 費	26,967,536	681,105	27,648,641	602,758			78,347
5 労 働 費	2,001,010		2,001,010				
6 農 林 水 産 費	28,293,013	64,548	28,357,561	8,737			55,811
7 商 工 費	41,675,305	1,645,186	43,320,491	480,231		700,000	464,955
8 土 木 費	52,218,911		52,218,911				
9 警 察 費	25,091,233		25,091,233				
10 教 育 費	101,728,981	6,713	101,735,694				6,713
11 災 害 復 旧 費	5,824,051	2,500,000	8,324,051	1,467,400	1,032,000		600
12 公 債 費	65,778,606		65,778,606				
13 諸 支 出 金	54,938,429		54,938,429				
14 予 備 費	300,000		300,000				
歳 出 合 計	501,734,268	5,145,383	506,879,651	2,559,126	1,032,000	1,554,257	0

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
9	国庫支出金	63,456,713	2,559,126	66,015,839	
(項)					
1	国庫負担金	32,358,638	1,467,400	33,826,038	
2	国庫補助金	29,493,750	1,091,726	30,585,476	

入(款) 9 国庫支出金

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 災害復旧費国庫負担金	3,339,576	1,467,400	4,806,976	土木施設災害復旧費	1,467,400	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	2,013,852	602,758	2,616,610	医薬費	602,758	病床数適正化支援事業 410,400 交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 79,457 電子処方箋活用・普及促進事業 55,293 分娩取扱施設・小児医療施設支援事業 29,700 医師偏在対策診療所承継・開業支援事業 27,908
5 農林水産費国庫補助金	8,864,957	8,737	8,873,694	農地費	8,737	農業水利施設電気料金高騰対策事業 8,737
6 商工費国庫補助金	913,948	480,231	1,394,179	商業費	480,231	電気・ガス料金負担軽減支援事業 480,231

(款) 15 県 債 (項) 1 県 債 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 災害復旧債	2,105,000	1,032,000	3,137,000	土木施設災害復旧費	1,032,000	

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
2 総務費	45,274,786	157,106	45,431,892			854,257	△697,151	
(項)								
1 総務管理費	13,442,216	0	13,442,216			854,257	△854,257	
2 企画費	17,037,031	157,106	17,194,137				157,106	

出(款) 2 総 務 費

(款) 2 総 務 費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
6 会計管理費	597,058	0	597,058			出納管理費	0			(繰越) 854,257	△854,257	
						計	0			854,257	△854,257	
(款) 2 総 務 費 (項) 2 企 画 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 企画総務費	1,153,905	157,106	1,311,011	(11) 役 務 費	25	地域交通対策推進 事業費	157,106				157,106	交通事業者・福祉施設等への支援 事業（電気料・燃料価格負担軽減 支援） 157,106
				(12) 委 託 料	1,356							
				(18) 負担金補助 および交付 金	155,725							
						計	157,106				157,106	

(款) 3 民 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
3 民生費	50,594,472	90,725	50,685,197				90,725	
(項)								
1 社会福祉費	32,991,061	81,215	33,072,276				81,215	
2 児童福祉費	16,634,436	9,510	16,643,946				9,510	

(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 社会福祉総務費	4,918,186	221	4,918,407	02 委 託 料	221	民間法人指導育成費	221				221	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 221
						計	221				221	
2 障がい者福祉費	2,041,470	23,805	2,065,275	02 委 託 料	23,805	身体障がい者福祉事業費	23,805				23,805	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 23,805
						計	23,805				23,805	
5 老人福祉費	13,865,389	57,189	13,922,578	02 委 託 料	57,189	介護保険事業費	57,189				57,189	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 57,189
						計	57,189				57,189	
(款) 3 民 生 費 (項) 2 児童福祉費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 児童措置費	11,997,036	9,510	12,006,546	02 委 託 料	9,510	児童福祉施設措置費	9,510				9,510	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 9,510
						計	9,510				9,510	

(款) 4 衛 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
4 衛生費	26,967,536	681,105	27,648,641	602,758			78,347	
(項)								
4 医薬費	8,860,625	681,105	9,541,730	602,758			78,347	

(款) 4 衛 生 費 (項) 4 医 薬 費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 医薬総務費	4,169,293	193,443	4,362,736	(00) 需 用 費	57	医薬総務管理費	193,443	134,750			58,693	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援） 110,504 電子処方箋活用・普及促進事業 82,939
				(01) 役 務 費	204							
				(02) 委 託 料	110,357							
				(08) 負担金補助および交付金	82,825							
						計	193,443	134,750		58,693		
2 医務費	4,427,384	487,662	4,915,046	(08) 負担金補助および交付金	487,662	監視指導費	445,800	440,100			5,700	病床数適正化支援事業 410,400
												分娩取扱施設・小児医療施設支援事業 35,400
						医師充足対策費	41,862	27,908		13,954	医師偏在対策診療所承継・開業支援事業 41,862	
						計	487,662	468,008		19,654		

(款) 6 農林水産費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
6 農林水産費	28,293,013	64,548	28,357,561	8,737			55,811	
(項)								
1 農業費	10,234,616	16,605	10,251,221				16,605	
3 農地費	10,327,942	17,489	10,345,431	8,737			8,752	
5 水産業費	2,254,413	30,454	2,284,867				30,454	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 農業経営対策費	1,124,733	16,605	1,141,338	(18) 負担金補助 および交付 金	16,605	農業経営対策事業 費	16,605				16,605	ふくいの農業生産緊急支援事業 16,605
						計	16,605				16,605	
(款) 6 農林水産費 (項) 3 農 地 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 土地改良費	5,407,933	17,489	5,425,422	(18) 負担金補助 および交付 金	17,489	地域水利施設活用 事業費	17,489	8,737			8,752	農業水利施設電気料金高騰対策事 業 17,489
						計	17,489	8,737			8,752	
(款) 6 農林水産費 (項) 5 水 産 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 水産振興費	242,871	30,454	273,325	(18) 負担金補助 および交付 金	30,454	沿岸漁業振興対策 費	30,454				30,454	漁業経営セーフティネット支援事 業 30,454
						計	30,454				30,454	

(款) 7 商 工 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
7 商工費	41,675,305	1,645,186	43,320,491	480,231		700,000	464,955	
(項)								
1 商業費	33,929,099	1,436,124	35,365,223	480,231		700,000	255,893	
2 工鉦業費	5,214,435	150,857	5,365,292				150,857	
4 観光費	2,501,890	58,205	2,560,095				58,205	

1 観光費	2,501,890	58,205	2,560,095	(12) 委 託 料	50,727	観光総務費	7,478				7,478	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援）7,478
				(18) 負担金補助および交付金	7,478							
						観光思想普及費	12,959			12,959	竜王戦を契機とした誘客プロモーション事業12,959	
						観光宣伝普及事業費	37,768			37,768	奥越地域への誘客促進事業37,768	
						計	58,205				58,205	

(款) 10 教 育 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
10 教育費	101,728,981	6,713	101,735,694				6,713	
(項)								
1 教育総務費	17,096,758	6,710	17,103,468				6,710	
6 社会教育費	4,874,382	3	4,874,385				3	

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
7 私学振興費	5,070,349	6,710	5,077,059	(12) 委 託 料	597	私学振興費	6,710				6,710	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援）6,710
				(18) 負担金補助および交付金	6,113							
						計	6,710				6,710	
(款) 10 教 育 費 (項) 6 社会教育費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
6 博物館費	1,991,693	3	1,991,696	(18) 負担金補助および交付金	3	恐竜博物館費	3				3	交通事業者・福祉施設等への支援事業（電気料・燃料価格負担軽減支援）3
						計	3				3	

出(款) 10 教 育 費 (項) 1 教育総務費 (項) 6 社会教育費

(款) 11 災害復旧費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
11 災害復旧費	5,824,051	2,500,000	8,324,051	1,467,400	1,032,000		600	
(項)								
2 土木施設災害復旧費	4,700,918	2,500,000	7,200,918	1,467,400	1,032,000		600	

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 河川等災害復旧費	4,503,193	2,500,000	7,003,193	(12) 委 託 料	300,000	河川等災害復旧費 (公共)	2,500,000	1,467,400	1,032,000		600	土木施設の災害復旧事業 2,500,000
				(14) 工事請負費	2,200,000							
								計	2,500,000	1,467,400	1,032,000	